

入居見込み確認書

(あて先) 本庄市長

年 月 日

(宅地建物取引業者による記名)

住所 _____

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

宅地建物取引業の免許番号

_____ () 第 _____ 号

連絡担当者 _____

電話番号 _____

私/当社が売買取引を仲介した下記の家屋については、現在のところ当該取引の買主が住民票の転入手続を済ませていない状態にありますが、当該取引時点において、当該取引の買主より、当該取引後に当該家屋を自己の住宅の用に供する意向を有することについて下記のとおり確認しておりますので、その内容をここに証します。

記

家屋の表示	所在地	
	家屋番号	
家屋の住居表示		
入居予定年月日		
現在の家屋（旧居）の 処分方法等		
入居が登記の後になる理由		

なお、住宅用家屋証明書交付後、この入居見込み確認書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

(買主による署名)

氏名

備考

- 1 本様式は、宅地建物取引業者が、買主である個人の依頼を受けて家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合において、当該宅地建物取引業者が記入すること。ただし、「買主による署名」欄のみ、宅地建物取引業者の求めに応じて当該買主が署名すること。
- 2 「家屋の表示」の「所在地」及び「家屋番号」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋の住居表示」の欄には、当該家屋の住居表示を記載すること。
- 4 「入居予定年月日」の欄には、当該家屋への当該買主の入居予定年月日を記載すること。
- 5 「現在の家屋（旧居）の処分方法等」の欄には、当該買主が現在居住している家屋の処分方法等を記載すること。又、提出時に以下のとおり「現在居住する家屋の処分方法等に関する書類」を添付すること。

（現在居住する家屋の処分方法等に関する書類）

- ①現在居住する自己所有の家屋を売却する場合、売買契約（予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類
 - ②現在居住する自己所有の家屋を賃貸する場合、賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類
 - ③現在居住する自己所有の家屋に親族等が住む場合、親族等の申立書等現在居住する家屋が今後、当該証明者の居住の用に供されるものではないことを証する書類
 - ④現在居住する自己所有の家屋を取り壊す場合、工事請負契約書等
 - ⑤現在居住する家屋が借家、社宅、寮等の場合、賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書等
 - ⑥現在居住する家屋が親族等の所有するものの場合、親族等の申立書
 - ⑦現在居住する家屋の処分方法等が未定の場合、以下のとおり「入居が登記の後になる理由に関する書類」
 - ⑧①～⑦共通、証明申請者が当該家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し
- 6 「入居が登記の後になる理由」の欄には、当該取引の買主の入居が登記の後になる理由を具体的に記載すること。又、やむを得ない理由により入居予定日が申立日から2週間を超える場合は提出時に以下のとおり「入居が登記の後になる理由に関する書類」を添付すること
- （入居が登記の後になる理由に関する書類）
- ①抵当権設定登記を急ぐ場合（入居予定日が申立日から2週間以内）、当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書、又は家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等
 - ②前住人が未転出である場合、前住人と証明申請者又は宅地建物取引業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書等
 - ③本人または家族等の病気の場合、治療期間が記載された診断書等
 - ④学校関係の場合、在学証明書又は在園証明書、子供の年齢が確認できる住民票等
 - ⑤リフォーム工事の場合、リフォーム請負工事契約書、見積書等（当該家屋のものであることがわかるもの）